



食品表示基準における 製造所固有記号制度について

平成26年4月17日
消費者庁食品表示企画課

目 次

食品表示基準骨格イメージにおける位置づけ	3
製造所固有記号に関する現行の制度概要について	4
食品表示基準における製造所固有記号制度について(案)	6

製造所固有記号に関する 現行の制度概要について

製造所固有記号制度の概要

- 「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」第1条第2項第3号において、食品又は添加物を販売する場合、**製造所所在地、製造者の氏名等の表示を義務付けている。**
- ただし、同内閣府令第10条※の規定に基づき、
 - A) 製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号
 - B) 販売者住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号を記載することにより製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えることができる」と規定されている。

(例)

名称	パン
原材料名	小麦粉、糖類、卵、ショートニング、脱脂粉乳、イースト、食塩、 (原材料の一部に大豆を含む)
内容量	6枚
賞味期限	平成26年7月31日
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
販売者	〇〇食品(株) KS 東京都千代田区 永田町2-11-1

製造所固有記号

食品表示基準における 製造所固有記号制度について(案)

食品表示基準における製造所固有記号制度について①

1 製造所の所在地等の表示を義務付けている理由

- 食品衛生法において製造所の所在地及び製造者の氏名等の表示を義務付けているのは、食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害が生じた場合に、都道府県知事等が、その原因となっている食品等の製造所の所在地及び製造者の氏名を把握し、当該危害の拡大防止を図るためのものである。
 - ➡ 副次的な効果として、商品を購入する消費者も、製造所の所在地情報を得ることができる。
- 製造所等の表示に代えて表示される製造所固有の記号は、データベース化され、保健所等の行政機関のみが検索可能なシステムとなっている。
 - ➡ 消費者が具体的な製造所を知りたい場合、販売者等に問い合わせる必要がある。

食品表示基準における製造所固有記号制度について②

2 固有記号表記が認められている理由

- 表示可能面積に制約があり、全ての義務表示事項を表示することが困難な場合（JAS法に基づき表示責任者を販売者とした場合など）があること。
- 製造所ごとに後から記号を入れるだけで済むため、製造者が複数の自社工場で生産する場合や、販売者が複数の製造者に製造委託する場合に、同じ包材を利用することによりコストの削減ができること。

3 諸外国の製造所の所在地等の表示

- コーデックス委員会の「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」では、当該食品の製造者、加工包装業者、流通業者、輸出業者又は販売業者の名称及び所在地の表示が義務付けられている。また、生産工場やロットの識別が可能となるよう、コード番号等の表示が義務付けられている。
- EUでは、食品情報に責任を有する食品事業者の氏名又は事業名及びその住所の表示が義務付けられている。また、製造所及び食品のロットの特定が可能となるよう、全ての食品に製造ロット番号の表示が義務付けられている。
- 米国では、製造業者、包装業者又は卸売業者の名称及び事業所の所在地の表示が義務付けられている。

製造所固有記号制度の見直しの方向性（案）

製造所の所在地等の表示は、食品衛生法に基づく取締りという行政目的のためのものであるが、消費者にとっては、製造所を確認できるという利点もある。

製造所固有記号制度は、表示コストの削減のメリットにより、事業者幅広く定着しており、廃止した場合は、包材の変更、包材の種類増加、印刷プリンターの交換及びこれらに伴う施設の拡張等が必要となり、製造コスト増の要因となる。

なお、コーデックス委員会、EU及び米国の表示制度では、必ずしも製造所の所在地及び製造者の氏名の表示を義務付けていない。また、コーデックス委員会、EUでは、ロット番号等の表示で、生産工場やロットの識別を可能としており、我が国の製造所固有記号制度と大きな違いはない。



原則として、製造所の所在地及び製造者の氏名等を表示することとし、例外的に製造所固有記号による表示を可能とすることで、制度本来の趣旨に即した見直しを行う。

【見直しの基本的な考え方】

- ・包材の共通化という事業者のメリットを維持する観点から、原則、2以上の製造所において同一商品を製造・販売する場合のみ、固有記号の利用を認める。
- ・固有記号を利用する事業者には、消費者からの問合せに応答する義務を課す。
- ・一定の猶予期間を設けて、現在届出がなされている固有記号を全廃して新固有記号制度へと移行し、①固有記号に有効期限を設け更新制とする、②届出内容の変更・廃止届出を新たに義務付ける。
- ・消費者庁に新固有記号データベースを構築し、消費者からの検索が可能となる一般開放及び事業者からの電子申請手続について検討する。

製造所固有記号制度の見直し（案）①

1 製造所固有記号の利用について

現状と問題点

- 包材の共通化によるコスト削減は、製造者(本社)が複数の自社工場で製造する場合に達成できるものであるが、現状、1つの自社工場で製造している場合も製造所固有記号が利用されている。
- 同様に、販売者が1つの委託先他社工場で製造している場合も製造所固有記号が利用されている。

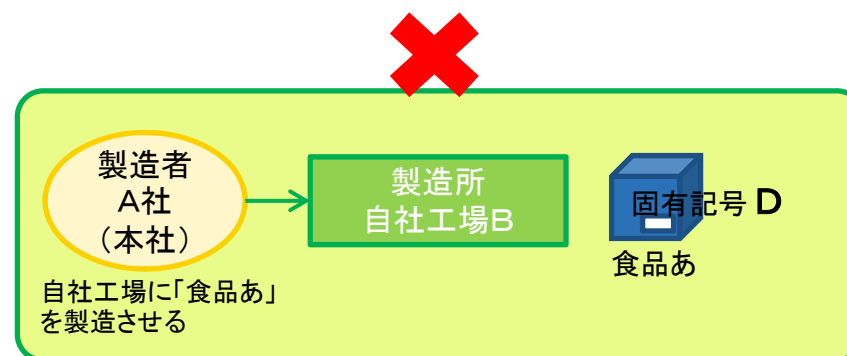
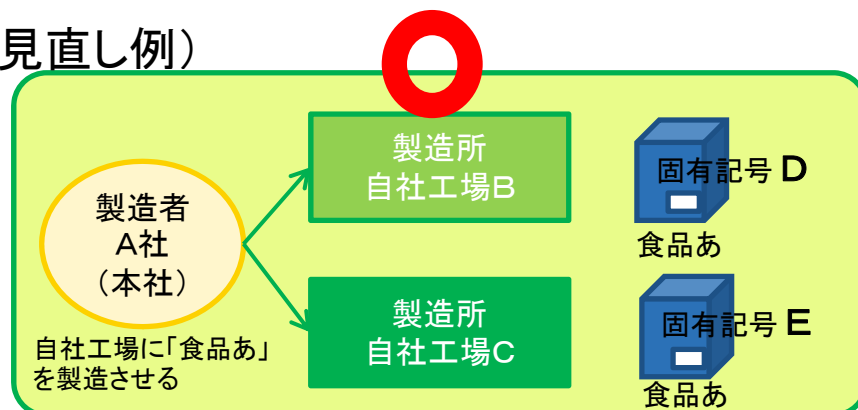
見直し(案)

- 原則として、2以上の工場で製造する商品のみ製造所固有記号を利用することができるものとする。

ただし、当該商品の商品サイクルの中で、複数の工場で製造することが計画されている場合には、製造所固有記号を使用することができるものとする(この場合、届出書に製造計画書を添付させること等を検討)。

※ 酒類については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」との調整が必要

(見直し例)



製造所固有記号制度の見直し（案）②

2 問合せに対する応答義務

現状と問題点

- 製造所固有記号は、製造所の所在地及び製造者の氏名に代えて表示するものであり、本来、消費者から問合せがあれば回答すべきものであるが、現状、Q & Aによる指導にとどめている。

見直し(案)

- 応答義務
製造所固有記号を利用する場合は、消費者からの問合せに応答する義務を課すものとする。

応答義務としては、

- (1) 電話等による問合せに回答
- (2) 自社のHP等に製造所固有記号が表す製造所等の情報を掲載
- (3) 製品に当該製品の製造を行っている全ての製造所等の情報を記載

これらのいずれかにより対応することとし、必要に応じて、電話番号やURL等の表示を併せて義務付ける。

製造所固有記号制度の見直し（案）③

3 現行データベースの欠陥の是正

現状と問題点

- 現行のデータベースでは、固有記号の利用開始時に届出を必要とするのみでその固有記号に有効期間がないため、届出後の事情により利用されなくなった固有記号が有効なものとして登録されている。

見直し(案)

- 新データベースでは、利用開始時の届出に加え、変更及び廃止についても届出を義務付けるとともに、固有記号に有効期間を設定し、事業者が引き続きこれを利用する場合には更新の届出を必要とするものとする。
- 新データベースへの移行を図るため、現行の固有記号は、一定期間経過後に全て廃止する。
 - ※現在、固有記号を利用している事業者が、引き続き固有記号を利用する場合には、新制度に基づく届出が必要
 - ※新制度に基づく固有記号であることが明示的に区分できる文字列となるよう、例えば、文字列の最初に「@」表示を義務付ける。
- 新データベースの解放（消費者の検索利用）及び事業者の電子申請手続について、今後、検討する。

製造所固有記号制度の見直し（案）④

4 制度変更に伴う事業者の届出

現状と問題点

- 現行制度では、変更・廃止の届出が必要ないことから、既に利用が廃止された固有記号が形式的に有効なものとして取り扱われている。

見直し(案)

(再掲)

- 前記3のとおり、利用開始時の届出に加え、変更及び廃止についても届出を義務付けるとともに、固有記号に有効期間を設定し、事業者が引き続きこれを利用する場合には更新の届出を必要とするものとする。
 - ※現在、固有記号を利用している事業者が、引き続き固有記号を利用する場合には、新制度に基づく届出が必要
 - ※新制度に基づく固有記号であることが明示的に区分できる文字列となるよう、例えば、文字列の最初に「@」表示を義務付ける。

製造所固有記号制度の見直し（案）⑤

5 「製造」と「加工」の定義の変更に伴う対応

現状と問題点

- 例えば、バルクで仕入れたうなぎの蒲焼きを工場内で消費者向けにパック詰めした場合は、現行の食品衛生法では「製造」と整理していたが、新たなものを作り出していないため、食品表示基準では「製造」には当たらないこととなる。その一方で、一定の作為は加えていることから、「加工（調整及び選別を含む。）」と、第2回の加工食品調査会において整理することとされたところである。

（例）食肉製品をスライスし、パック詰め（小分けしてパック詰め）、添加物の小分け等

➡ このため、これまで製造所固有記号を使用していた事業者が使用できなくなる。

対応（案）

- 「製造」と「加工」の定義の変更に伴い「加工」に整理される事業者であっても、一度製造された食品を小分け等を行う事業者に限っては、引き続き、製造所固有記号を使用できるものとする。